

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格			
かご漁業(あいなめ)	日海共第32号共同漁業権漁場区域	毎年、6月15日から10月31日まで	20隻	10トン未満	日高振興局管内に住所を有する者	令和6年4月14日から令和6年5月14日まで	<p>1. この公告に係る許可の有効期間は、令和6年6月15日から令和9年6月14日までとする。</p> <p>2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和6年6月15日から令和7年6月14日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。</p> <p>3. この公告に係る申請書の提出先は、日高振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き、次に掲げる港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、次の陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は、他の船舶に転載する場合は、その都度、日高振興局長に報告しなければならない。 陸揚港〇〇港 (2)海中に敷設するかご数は、40個以内でなければならない。 (3)かごの網目は、結節から結節までの長さが25ミリメートル以上でなければならない。 (4)使用するかごの大きさは、次のとおりとする。 ア 丸かご 直径(上部) 75センチメートル以内 直径(下部) 90センチメートル以内 高さ 35センチメートル以内 イ 角かご 長さ 80センチメートル以内 幅 60センチメートル以内 高さ 25センチメートル以内 (5)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。 (6)あいなめ以外のものを主たる漁獲の対象としてはならない。 (7)体長25センチメートル未満のあいなめが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (8)えび、つぶ、たこ及び次に掲げるかきが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさがにの雄がに ウ ずわいがに エ べにずわいがに オ たらばがに カ あぶらがに (9)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>	
	日海共第30号共同漁業権漁場区域	同上	23隻	同上	同上			同上
	日海共第28号共同漁業権漁場区域	同上	18隻	同上	同上			同上
	日海共第26号共同漁業権漁場区域	同上	17隻	同上	同上			同上
	日海共第24号共同漁業権漁場区域	同上	37隻	同上	同上			同上
	日海共第22号共同漁業権漁場区域	同上	20隻	同上	同上			同上